２０２６年2月１９日

ジョブコレ西日本株式会社

従業員各位

労働者過半数代表の選任・立候補の受け付けについて

労働基準法の定めるところにより、２０２６（令和８）年度に於ける規則・規程の作成・変更等に関する意見表明、および労使協定の締結の当事者となる「労働者過半数代表」を選出する必要があります。

労働者過半数代表の役割は下記のとおりであり、全労働者の労働条件及び待遇等に関する事項を決定する責任のある立場となります。

記

労働者過半数代表の役割

① 各種就業規則及び関係規定の作成及び変更に際しての意見表明
② 時間外労働・休日労働に関する労使協定（三六協定）の締結
③ １年単位の変形労働時間制に関する労使協定の締結
④ 一斉休憩の適用除外に関する労使協定の締結
⑤ 賃金の一部控除に関する労使協定の締結
⑥ 賃金の口座振込に関する労使協定
⑦ 使用者の責に帰すべき事由による休業に関する協定の締結
⑧ 労働者派遣法第３０条の４第１項の規定に基づく労使協定の締結
⑨ その他法令等により定められたもの

対象オフィス）　・天神オフィス　・広島オフィス　・岡山オフィス　・熊本オフィス
任期）２０２６（令和８）年3月6日～２０２７（令和９）年3月３１日

このたび、労働者過半数代表の立候補を受け付けますので、立候補を希望する従業員は2月２５日１８時までに、所定の立候補用紙（事務所設置）に必要事項を記載の上、所属事務所まで届け出を行って下さい。

立候補者の確認をした上で、2月２７日より、労働者過半数代表の選出手続き（選挙もしくは信任投票）を実施します。

なお、管理職者は労働者過半数代表に立候補することはできません。

以上